

只木ゼミ前期第6問検察反対尋問レジュメ

文責：4班

1. 弁護レジュメ2頁8行目に、「覚せい剤の未必の認識さえあれば故意を認めることに支障はない」とあるが、なぜ支障がないと考えるのか、具体的な理由を明らかにしていただきたい。
2. 弁護レジュメ2頁9行目に、「一般人の予見可能性の観点からも、特定の構成要件に該当することを容易に判断できることとなり」とある。この点につき、一般人は「なんらかの違法な薬物である」という規範に直面した時点で、なんらかの構成要件に該当することを判断できるのであるから、B-2説を採用したとしても予測可能性の点で一般人を害することにはならないのではないか。
3. 弁護レジュメ2頁23行目「また、同説は不法共犯論の立場に他ならない。」について、具体的にどのような点が不法共犯論の立場といえるのか、修正惹起説と比較しながら教えていただきたい。

以上